(イ)　激甚災害又は戦争等の武力の行使により、落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること。

ウ　不可抗力事由が適用可能な第２次保証金没収事由

適用することにより第２次保証金の没収を免除することができる不可抗力事由と第２次保証金没収事由の対応関係は、それぞれの事由の性質を踏まえ、指定入札機関が定めるものとする。

(5)　没収通知等に関する事項

ア　第１次保証金の没収通知等

(ア)　指定入札機関は、「(3)　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第１次保証金を没収した場合は、その旨を当該第１次保証金に係る入札参加者に対し通知するものとする。

(イ)　指定入札機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ)　指定入札機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「(3)　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

イ　第２次保証金の没収通知等

(ア)　指定入札機関は、「(3)　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第２次保証金を没収した場合は、その旨を当該第２次保証金に係る認定事業者に対し通知するものとする。

(イ)　指定入札機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ)　指定入札機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「(3)　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

3　落札者決定の通知

指定入札機関は、法第７条第７項の規定により落札者に落札者として決定した旨を通知する場合には、様式第１により行うものとする。

4　入札の結果の公表

指定入札機関は、入札の結果について、原則、当該入札の受付を終了した日の翌日から起算して２週間以内に、次に掲げる事項を指定入札機関のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

(1)　入札の結果

ア　入札参加資格の審査のために提出された事業計画数の合計

イ　入札件数の合計

ウ　入札された再生可能エネルギー発電設備の出力の合計

エ　バイオマス発電設備にあっては、入札された設備のバイオマス比率考慮後出力の合計

(2)　落札の結果

ア　落札者名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

イ　落札に係る供給価格の額

ウ　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力

エ　バイオマス発電設備にあっては、落札に係るバイオマス発電設備のバイオマス比率及びバイオマス比率考慮後出力

第６　落札者の認定の申請

1　落札者における認定の申請の期限

落札者は、落札後速やかな認定の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して１ヶ月以内に認定の申請をしなければならないこととする。

2　落札者の認定の取得期限

落札に係る再生可能エネルギー発電事業については、入札の結果が公表された時において調達価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、落札者は、当該落札に係る入札が実施された日が属する国の会計年度の終了の日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。））までに認定を受けなければならないこととする。

3　落札に係る認定の失効

落札に係る認定事業者が「第７　落札者決定の取消し等」に規定する落札者決定の取消し事由に該当した場合、当該落札に係る認定は失効するものとする。

第７　落札者決定の取消し等

1　落札者決定の取消し事由

落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

(1)　落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。

(2)　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、バイオマス比率考慮後出力）を20％以上減少させたこと（バイオマス発電設備であって、バイオマス燃料の供給に係る設備の故障により入札対象区分等に係るバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、連続する２年間を超えない範囲で当該バイオマス比率考慮後出力が20％以上減少する場合を除く。）。

(3)　落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20％以上減少させたこと。

(4)　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。

(5)　落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を３kW以上増加させたこと。

(6)　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。

(7)　落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと。

(8)　落札者が第２次保証金の全額を第２次保証金の提供期限までに提供しなかったこと。

2　落札者決定の取消し通知

(1)　指定入札機関は、「1　落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合は、当該落札に係る認定事業者に対し、様式第２によりその旨を通知するものとする。

(2)　指定入札機関は、(1)の通知に当たって、その落札者決定の取消しの理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(3)　指定入札機関は、(2)の説明を求められたときは、原則として、落札者決定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「1　落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(1)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。